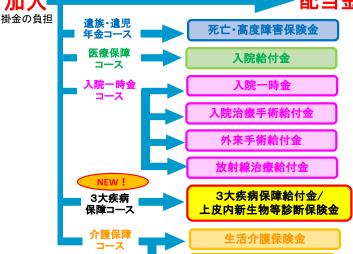
(イメージ図)

1年毎に収支計算



※配当金はお支払時期の前年度決算により決定しますので、 将来お支払いする配当金は現時点では確定していません。 コースごとに配当金が計算され加入者に還元されます。

- ★組合員の約78.3%の方がご加入! (2023年10月1日現在)
- ★臨採部組合員の方も加入することが できます。
- ★毎年6月~7月にキャンペーンを実施し、 加入内容を見直すことができます。
- ★1年毎に収支計算を行って、剰余金が あれば配当金として還元されます。
- ★3大疾病保障コースには配当金は ありません。

■「ちからこぶる」でご準備できるのは5つのコースです

遺族・遺児年金コース

加入資格:本人、配偶者、こども

死亡・高度障害の保障です。万が一のとき、残されたご家族の生活資金や教育資金をご準備することができます。

医療保障コース

加入資格:本人、配偶者、こども

病気やケガで継続して2日(1泊2日)以上入院された場合に1日目より入院給付金をお支払いします。

加入資格:本人、配偶者、こども

- ●主契約 (支払回数限度:通算20回)
- 不慮の事故による傷害または疾病により1日以上入院したときに入院一時金を受け取ることができます。
- ●手術特約 (支払回数限度:無制限)
- 【入院治療手術給付金】入院中につぎのいずれかに該当する手術を受けたときに入院治療手術給付金を受け取ることができます。
- ・公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術・公的医療保険制度の対象となる造血幹細胞移植術
- 造血幹細胞の採取手術(責任開始日から1年経過以後)
- 【外来手術給付金】外来でつぎのいずれかに該当する手術を受けたときに外来手術給付金を受け取ることができます。
- ・公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術・公的医療保険制度の対象となる造血幹細胞移植術
- ・造血幹細胞の採取手術(責任開始日から1年経過以後)
- 【放射線治療給付金】公的医療保険制度または先進医療の対象となる放射線治療を受けたときに放射線治療給付金を受け取ることができます。

介護保障コース

加入資格:本人、配偶者、本人および配偶者の実父母

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または所定の要生活介護状態が180日継続した場合に、

生活介護保険金を受け取ることができます。

全員加入部分:生活介護保険金一律30万円。高教組が掛金を負担し、組合員の方々が被保険者となります。

任意加入部分:任意で加入することができます。

●就業不能収入保障特約(主契約の任意加入部分への加入が前提となります。) 加入資格:本人、配偶者

【特約早期就業不能給付金】所定の早期就業不能状態が30日以上継続したとき、特約早期就業不能給付金を受け取ることができます。 特約早期就業不能給付金は30日継続するごとに最大150日までお支払いします。(通算で36回が限度)

【特約就業不能年金】所定の要生活介護状態が180日継続したと医師により診断されたとき、または公的介護保険制度の要介護2以上に認定さ れたときに特約就業不能年金を受け取ることができます。

3大疾病保障コース(無配当)

NEW!加入資格:本人、配偶者

● がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、引受保険会社所定の支払事由に該当した場合、3大疾病保険金を受け取れます。 また、上皮内がん等と医師に診断確定された場合、上皮内新生物等診断保険金を受け取れます。

※退職後は、所定の年齢まで継続加入が可能です。また、各コースに継続して2年を超えて被保険者であった方は、脱退日から1ヵ月以内であれば 告知・医師の診査なしで引受保険会社の定めるところによって個人保険にご加入いただけます。(※移行には所定の条件があります。)

制度の詳しい内容は、お電話にてお問い合わせください。

連絡先 098-885-9621

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合 福利厚生事業担当 滿名(まんな)



詳細はパンフレットをご覧ください!